

## 令和5年度敬老祝会助成事業 交付申請・実績報告について

令和5年度の敬老祝会助成事業の交付申請・実績報告時の注意事項等について、下記のとおりご案内いたします。

なお、このご案内は、感染症流行期の敬老祝会の開催を推奨するものではありません。感染症流行期には、状況に応じて敬老祝会の延期または中止をご検討くださいますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

### ◆交付申請～実績報告（※令和5年度版）

時期	注意事項等	
交付申請時	<p>令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策は個人や事業者が自主的に判断して実施することになりましたが、感染症流行期においては、高齢者等感染リスクの高い方について、「近接した会話を避けること」が感染対策として有効とされています（本資料P.3『(参考)新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」』参照)。敬老祝会の開催にあたってこの点を考慮する必要があり、感染症流行期には敬老祝会の開催を延期する可能性があることから、助成対象とする敬老祝会の開催期間を下記のとおりとします。</p> <p>令和元年度まで：9月1日から10月31日まで 令和5年度：9月1日から12月31日まで</p> <p>なお、祝品贈呈のみの事業はこれまで通り助成対象外となります。敬老祝会を開催することが助成条件です。</p>	
交付決定後	<p>感染症が流行している、または流行が見込まれるため敬老祝会を延期または中止することになった場合は、区役所の担当者にお知らせください。</p>	
実績報告時	<p>感染症が流行している、または流行が見込まれるため敬老祝会を中止した場合、祝会の準備にかかった費用のうち、時期的にキャンセルできなかった等、やむを得ない事情があるものについては助成対象とします。区役所の担当者にご相談ください。</p> <p>ご参考に、助成対象になるケース、助成対象にならないケースについて、裏面に例示いたします。</p>	
実績報告提出期限	<9月・10月開催>	<11月・12月開催>
助成金支払時期	<p>実績報告：11月15日（水）まで （ただし開催後1か月以内に提出） 助成金支払：12月下旬予定</p>	<p>実績報告：1月19日（金）まで （ただし開催後1か月以内に提出） 助成金支払：3月中旬予定</p>

◆助成対象となる例

交付申請時	開催日前	備考
10月に敬老祝会を開催する予定で交付申請、7月に会場を予約した。	会場借り上げのキャンセル料が発生する時期に、感染症が流行し始めたため祝会を中止、会場にキャンセル料を支払った。	祝会の中止を決定したときにはすでに会場のキャンセル料が発生する時期に入っていたため、助成対象とする。
10月に敬老祝会を開催する予定で交付申請、敬老祝会で贈呈する祝品として、開催日の2か月前に、製作に1か月かかる名前入りの記念品を発注した。	開催日1か月前に感染症が流行し始めたため祝会を中止したが、名前入りの記念品は製作が進んでおりキャンセルできなかった。	祝会の中止を決定したときには記念品の製作をキャンセルできない状況にあったため、助成対象とする。

◆助成対象とならない例

交付申請時	開催日前	備考
10月に敬老祝会を開催する予定で交付申請、1週間前まで無料でキャンセル対応できるお店に、会の当日に参加者が食べるお弁当を注文した。	開催日3週間前に感染症が流行し始めたため、すぐに祝会の中止を決定したが、お弁当はキャンセルしなかった。当日納品されたお弁当は参加予定者に配布した。	祝会の中止を決定したときにお店にキャンセルの連絡をしていれば無料でキャンセルできたので、助成対象とならない。
10月に敬老祝会を開催する予定で交付申請、祝品の贈呈を予定して収支予算書を作成。	開催日1か月前に感染症が流行し始めたため、すぐに祝会の中止を決定した。中止決定後に祝品を購入し、高齢者の自宅に届けた。	敬老祝会を開催することが助成条件であるため、祝会の中止を決定した後に購入した祝品は助成対象とならない。

(参考) 新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」より一部抜粋 (令和5年5月24日時点)

## 基本的感染対策の考え方について

# 基本的な感染対策①

- ✓ 基本的な感染対策は、**一律に対応を求めることはしないが**、以下の考え方も参考に、**個人や事業者が自主的に判断して実施する**

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	<p>下記の場合にはマスク着用を推奨する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 医療機関を受診する時</li> <li>➢ 医療機関・高齢者施設などへ訪問する時</li> <li>➢ 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時           <ul style="list-style-type: none"> <li>※新幹線や高速バスなど、概ね全員の着席が可能であるものを除く</li> </ul> </li> <li>➢ 重症化リスクの高い方(※)が感染拡大時に混雑した場所へ行く時           <ul style="list-style-type: none"> <li>※高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦</li> </ul> </li> </ul>
手洗い等の手指衛生	新型コロナウイルスの特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	<u>流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)</u>

### ✓ 個人や事業者が実施する場合の考え方

- 基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮する

#### 〈考慮に当たっての具体的な例〉

- ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策(※)の有効性
    - ※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
  - 実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
  - 人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
  - 他の感染対策との重複・代替可能性
- など